

# 一般財団法人世田谷トラストまちづくり無期契約職員就業規程

平成30年4月1日

世トま規程第84号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人世田谷トラストまちづくり（以下「財団」という）の有期契約職員から次条の方式によって無期労働契約に転換した職員（以下「無期契約職員」という）についての労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規程で特別の定めがない限り、無期契約職員には、一般財団法人世田谷トラストまちづくり職員就業規程その他の規定は適用しない。

3 この規程に定めのない事項については、労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「無期契約職員」とは、有期契約職員が労働契約法18条の定めにより有期労働契約から無期労働契約に転換した者をいう。

(規則の順守)

第3条 無期契約職員は、この規程を守り、業務の遂行に当たらなければならない。

## 第2章 無期転換の手続

(無期転換の手続)

第4条 無期契約職員は、無期労働契約への転換（以下「無期転換」という）にあたり、財団が指示した書類を提出しなければならない。

2 財団は、無期転換の労働条件を原則としてこの規程の写しを交付する方法で明示する。

3 前2項以外の無期転換の手続については、別に定めるものとする。

4 無期契約職員うち、次の要件を満たした場合、職員に登用することができる。

(1) 職員と同等の勤務ができること。

(2) 上司の推薦があること。

(3) 選考に合格すること。

5 財団は、職員に登用するにあたって、以下の措置を講ずることとする。

(1) 職員を募集する場合、その募集内容をすでに雇用している無期契約職員に周知すること。

(2) 職員の配置を新たに行う場合、すでに雇用している無期契約職員にも応募する機会を与えること。

## 第3章 服務規律

(服務)

第5条 無期契約職員の服務規律は、有期契約職員就業規程第8条から第14条まで及び第18条の規定を準用する。

#### 第4章 労働時間、休憩及び休日

(労働時間、休憩及び休日)

第6条 無期契約職員の労働時間、休憩及び休日等については、有期契約職員就業規程第34条から第38条までの規定を準用する。ただし、無期転換前の有期労働契約において、契約更新時に変更していた事項は、無期転換後も定期的に変更することがある。

#### 第5章 休暇等

(年次有給休暇・休業等)

第7条 無期契約職員の年次有給休暇、育児介護休業等については、有期契約職員就業規程第41条から第47条までの規定を準用する。

2 前項で準用する第41条における年次有給休暇の勤続期間の計算にあたっては、無期転換前の勤務期間を通算する。

#### 第6章 給与

(給与)

第8条 無期契約職員の給与については、有期契約職員就業規程第50条を準用する。

#### 第7章 退職及び契約解除

(希望退職)

第9条 無期契約職員が退職を希望する場合は、14日前までにその旨を理事長に願い出なければならない。

(希望以外の退職)

第10条 希望以外の退職は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 休職期間が満了し復職できないとき
- (2) 禁固以上（執行猶予を含む）の刑に処せられたとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき
- (4) 死亡したとき

(定年)

第11条 第2条の規定により期間の定めのない無期労働契約での雇用に転換した職員に係る定年は、満65歳に達した日の年度末日をもって退職とする。

2 65歳以降に無期転換を申し込む場合には、無期契約職員の定年は満70歳までとし、定年年齢に達した日の年度末日をもって退職とする。ただし、心身の故障のため業務の遂行に耐えられないと認められ、無期契約職員としての職責を果たし得ないと判断したときは、対象とはならない。

(契約解除)

第12条 無期契約職員が次の各号の一に該当するときは、契約解除することができる。

- (1) 精神又は身体に著しい障害があるため、財団の勤務に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職員としての能力が著しく劣り、又は勤務成績が不良で職員として不適格と認められたとき。
- (3) 懲戒による免職事由に該当したとき。

(4) 事業の縮小その他やむを得ない業務上の都合によるとき。

(契約解除猶予)

第13条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間及びその後の30日間は、契約解除しない。ただし、やむを得ない事由による業務の継続が不可能になったときで、あらかじめ労働基準監督署の認定を受けた場合は、その限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のために休業する期間。

(2) 妊娠出産休暇の期間。

## 第8章 研修

(研修)

第14条 無期契約職員の研修については、有期契約職員就業規程第57条を準用する。

## 第9章 保健衛生及び災害補償

(保健衛生及び災害補償)

第15条 無期契約職員の安全衛生及び災害補償については、有期契約職員就業規程第58条から第66条までの規定を準用する。

## 第10章 表彰及び懲戒

(表彰)

第16条 無期契約職員の表彰については、有期契約職員就業規程第51条及び第52条を準用する。

(懲戒)

第17条 無期契約職員の懲戒については、有期契約職員就業規程第53条から第56条の規定を準用する。

## 第11章 補則

(委任)

第18条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。